

# 12月は市町村税徴収強化月間です!!

## ●全県下一斉の取組

納税の公平と徴収の確保を図るため、12月を「市町村税徴収強化月間」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取組みます。

## ●三位一体改革と税源移譲

三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、町の歳入は少なくなってしまう。（※住民税が増えた分、所得税は減っています。）

このことは、町の予算に占める市町村税の割合が、大きくなったことを意味しています。

徴収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすこととなります。



## ●一人ひとりが町を支える

これからは、町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。

## ●自主的な納付

町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押のためのタイヤロック（写真）をすることもあります。

滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。



町では徴収確保に向け、次のような取組みを行っています

### 納税相談

市町村税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

### 納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

### 財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

### 給与調査

滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

### 差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

町税等の納付は  
簡単便利な口座振替で

①納税のために金融機関へ出向く必要がありません。

②現金を持たずに納税ができるので安心です。

③納税の記録が通帳等に残ります。

### ●手続きの方法

手続きは、役場税務課又はあなたの預貯金口座のある金融機関及び郵便局窓口で、預金通帳と届出印かんをお持ちの上、お申し込みください。一度申し込みされすと、廃止届、変更届が提出されるまで毎年継続されます。なお、引き落としは、申し込み月の翌月に納期が来る税目等からとなりますので、お早めに申し込みください。

### ●振替できる町税等

○町県民税 ○固定資産税・都市計画税

○軽自動車税 ○国民健康保険税

○介護保険料

### ●取扱金融機関

○足利銀行全店

○栃木銀行全店

○足利小山信用金庫全店

○宇都宮農業協同組合本所・支所

○ゆうちょ銀行

### ▼問い合わせ先Ⅱ

税務課 納税係

TEL 9121

▼問い合わせ先Ⅰ  
税務課 納税係  
TEL 9121